

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成30年9月3日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（平成31年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 5年

3 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

（会計方針の変更）

役職員への賞与が運営費交付金により財源措置されることから、前事業年度まで引当金を計上しておりませんでした。独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、支給見込額に基づき当期に見合う分を賞与引当金として計上するとともに、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。これらが経常損失及び当期純損失に与える影響はありません。

（2）退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計方針の変更）

退職一時金が運営費交付金により財源措置されることから、前事業年度まで引当金を計上しておりませんでした。独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、当事業年度末における退職給付債務を退職給付引当金として計上するとともに、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。これらが経常損失及び当期純損失に与える影響はありません。

4 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

6 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 行政コスト計算書

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	2,269,322,765 円
自己収入等	△1,807,378 円
機会費用	255,792 円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して	
国民の負担に帰せられるコスト	2,267,771,179 円

(2) 機会費用の計上方法

① 政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和2年3月末利回りを参考に0.005%で計算しております。

② 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

(3) 会計基準改訂に伴う臨時損失の計上

臨時損失のうち、3,800,700円及び43,811,103円はそれぞれ、会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入及び会計基準改訂に伴う退職給付費用であり、平成30年度以前の発生分であります。

2 損益計算書

臨時損失に計上した、会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入3,800,700円及び会計基準改訂に伴う退職給付費用43,811,103円は、平成30年度以前の発生分であります。

臨時利益に計上した、賞与引当金見返に係る収益3,800,700円及び退職給付引当金見返に係る収益43,811,103円は、それぞれ会計基準改訂に伴い期首に計上した賞与引当金及び退職給付引当金に係る収益であります。

3 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	2,356,124,141 円
うち定期預金	200,000,000 円
<hr/>	
(差引) 資金残高	2,156,124,141 円

4 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区 分	期 末 に お け る 貸借対照表計上額	期 末 に お け る 時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	249,859,825	255,650,000	5,790,175
合 計	249,859,825	255,650,000	5,790,175

(2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当なし

(3) 満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額

(単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
国債・地方債等	0	250,000,000	0	0
合 計	0	250,000,000	0	0

※ 国債・地方債等＝国債、地方債、政府保証債、財投機関債

5 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	0 円
会計基準改訂に伴う増加額	43,811,103 円
退職給付費用	2,393,106 円
退職給付への支払額	△ 1,694,721 円
期末における退職給付引当金	<u>44,509,488 円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	2,393,106 円
会計基準改訂に伴う退職給付費用	43,811,103 円
合計	<u>46,204,209 円</u>

(4) 確定拠出制度

拠出額	742,243 円
-----	-----------

6 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき財投機関債で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,356	2,356	—
(2) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	249	255	5
(3) 未払金	(265)	(265)	(—)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「4 有価証券関係」を参照下さい。

7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。